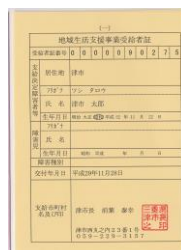


黄色の受給者証

第6章 移動支援事業について



1. 移動支援事業とは

市町村地域生活支援事業の一つである移動支援事業の目的は、屋外での移動に困難がある障がい者（児）が外出する際の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことです。その事業内容として、移動の際の支援を行うことで、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、その移動の支援を行います。

2. 移動支援事業を利用した例

- ①公共交通機関を利用して、バスや電車の乗り方を練習する。
- ②卒業後に向け、事業所等に通う練習をする。

※このように、外出の練習（訓練）を目的として移動支援を利用することができます。基本的には、自宅から自宅が利用の条件となります。ヘルパーさんの交通費は別途必要です。

※詳しくは、津市障がい福祉課までお問い合わせください。

